高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計のあり方に関する検討委員会
第１回委員会

日時：平成 28 年 9 月 9 日（金）10：00～12：00
場所：都市センターホテル 5 階オリオン

議事次第

１．開会
２．挨拶　国土交通省
３．委員紹介
４．委員長選出
５．委員長挨拶
６．議事
　６－１　高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する参考資料の作成について
　６－２　他の検討における各団体の意見等について
　６－３　主要検討項目に係る検討の方向性
　６－４　意見交換
７．その他　　第２回委員会の予定について
８．閉会

【配布資料】

資料 1-1　委員会規約、委員名簿、配席図
資料 1-2　「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会」について
資料 2　他の検討における各団体の意見等の整理
資料 3　主要検討項目に係る検討の方向性について
資料 4　検討のスケジュール等

参考資料 1　バリアフリー化に向けた政府の取組の全体像（ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議　第３回街づくり分科会　参考資料１）
参考資料 2　建築設計標準の改訂経緯の整理
参考資料 3　高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 24 年度抜粋版）

第１回委員会資料
資料１－１

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に向け、東京のみならず全国の建築物のバリアフリー化を一層進めるため、建築設計標準の改正について調査・検討を実施するため「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討委員会は、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）の改正内容について検討する。

（組織）

第３条　検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2　委員の任期は、委嘱の日から、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

（委員長）

第４条　検討委員会に委員長を１名置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。

（検討委員会）

第５条　検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2　委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

（議事の公開）

第６条　委員会の会議は公開するものとし、その議事要旨は公開するものとする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときはこれを公開しないことができる。

（庶務）

第６条　検討委員会の庶務は、（一財）国土技術研究センターが行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

付則　この要綱は、平成 28 年 9 月 9 日から施行する。

第１回委員会資料
資料１－１

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会
委員名簿

【学識経験者】

髙橋　儀平	東洋大学ライフデザイン学部	教　授
佐藤　克志	日本女子大学家政学部住居学科	教　授
松田　雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田　健	国土技術政策総合研究所　住宅研究部住宅生産研究室	室長

【障害者団体等】

今西　正義	特定非営利活動法人　ＤＰＩ日本会議	バリアフリー担当顧問
大竹　浩司	一般財団法人　全日本ろうあ連盟	理事
小幡　恭弘	公益社団法人　全国精神保健福祉会連合会	事務局長
大日方　邦子	一般社団法人　日本パラリンピアンズ協会	副会長
齊藤　秀樹	公益財団法人　全国老人クラブ連合会	常務理事
田中　正博	全国手をつなぐ育成会連合会	統括
妻屋　明	公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会	理事長
土岐　達志	社会福祉法人　日本身体障害者団体連合会	副会長
橋口　亜希子	一般社団法人　日本発達障害ネットワーク	事務局長
藤井　貢	社会福祉法人　日本盲人会連合	組織部長（理事）

【施設管理者・設計施工関係団体等】

風間　淳	一般社団法人　日本ホテル協会　福祉・環境問題等委員会	副委員長
梶原　優	一般社団法人　日本病院会	副会長
黒田　和孝	一般社団法人　全日本駐車協会	専務理事
粉川　季雄	一般社団法人　全日本シティホテル連盟	専務理事
小山　修司	一般社団法人　日本フランチャイズチェーン協会	
高橋　寛	一般社団法人　日本ビルヂング協会連合会	政策委員
髙橋　広直	一般社団法人　日本建設業連合会　設計企画部会	委員
中山 庚一郎	公益社団法人　国際観光施設協会	名誉会長
成藤　宣昌	公益社団法人　日本建築士会連合会	専務理事
早川　文雄	一般社団法人　日本建築士事務所協会連合会	
村上　哲也	一般社団法人　日本ショッピングセンター協会	事務局長
連　健夫	公益社団法人　日本建築家協会	委員長

【審査側団体】

大宅　宏之	大阪府　住宅まちづくり部　建築指導室　建築企画課	課長補佐
木戸　麻亜子	神奈川県　県土整備局　建築住宅部　建築指導課	主任技師
工藤　秀仁	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理

【オブザーバー】

名畑　徹	内閣官房 東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会･ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会推進本部事務局	参事官補佐
前田　百合香	横浜市 建築局 建築指導部　建築環境課	技術職員
西村　文彦	文部科学省大臣官房施設企画部施設企画課	課長補佐
久保　幸司	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課	課長補佐
橋口　真依	厚生労働省 老健局 高齢者支援課	課長補佐
安倍　利男	厚生労働省 大臣官房会計課 施設整備室	営繕専門官
島村　泰彰	国土交通省総合政策局安心生活政策課	課長補佐
西村　研二	国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課	課長補佐
中西　浩	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅ストック高度化研究室	室長
小野　久美子	建築研究所　建築生産研究グループ	主任研究員

【事務局】

国土交通省住宅局建築指導課
一般社団法人　新・建築士制度普及協会
一般財団法人　国土技術研究センター
株式会社　市浦ハウジング＆プランニング

第１回委員会資料
資料１－２

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会」について（案）

１．趣旨

○2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に向け、全国展開を見据えつつ、世界に誇れる水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラの整備とともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現する必要があるため、ユニバーサルデザイン 2020 関係府庁等連絡会議において検討が進められている。

○上記の検討を受け、東京のみならず全国の建築物のバリアフリー化を一層進めるため、国土交通省に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会」を設置し、建築設計標準の改正について調査・検討を行う。

○特に、国内外からの来訪者を幅広く受け入れることができる客室を増やすため、一般客室等の一層のバリアフリー化を進めるための検討を重点的に行う。

○なお、建築設計標準は、平成 19 年度、平成 24 年度と 5 年毎に改訂しており、平成 29 年度が改訂の時期にあたるが、建築物のバリアフリー化を加速するため、平成 28 年度内を目処に改訂を行うことを目標とする。

２．委員会構成（資料１－１参照）

○構成員：学識経験者、障害者団体等、施設管理者・設計施工関係団体等、審査側団体（特定行政庁）、関係省庁※　　※　関係省庁は、オブザーバーとして参加

○事務局：国土交通省住宅局建築指導課、（一社）新・建築士制度普及協会、（一財）国土技術研究センター、（株）市浦ハウジング＆プランニング

３．スケジュール（資料４参照）

○委員会は 4 回程度（9 月、10 月、11 月、12 月頃を予定）開催する。

○委員会終了後、パブリックコメントを実施（1 月頃を予定）し、平成 28 年度内に改訂版・建築設計標準を公表することを目標とする。

４．検討概要

(1) 高齢者・障害者等団体等から指摘されている事項の整理・分析

○「東京 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」、「ユニバーサルデザイン 2020 関係府庁等連絡会議」等の検討過程等において障害者団体等から出された意見や国交省に寄せられた意見等を整理・分析し、現行の建築設計標準の内容との関係を整理する。

⑵ 主要検討事項

①「２．９　客室」に係る内容の改訂検討

○国内外からの来訪者を幅広く受け入れることができる客室を増やすため、一般客室等について、一層のバリアフリー化を進めるための検討を行う。

・ ホテル･旅館の客室等のバリアフリー化に係る現状把握･整理（整備状況、整備事例、他基準での規定内容、都道府県条例の設置状況や規定内容等）
・ 整備状況・内容の課題、建築設計標準の記述に対する意見について、障害者団体等へのヒアリング調査の実施
・ 一般客室のバリアフリー化に係る記述の追加についての検討（具体的な最小寸法（ドア幅など）・設備のあり方、改築等における物理的制約、技術的・コスト的な課題の整理等）
・ バリアフリー客室、一般客室のバリアフリー化の整備好事例の調査・収集・整理

②「２．１１　浴室・シャワー室・更衣室」に係る内容の改訂検討

○旅館やホテルに設けられた浴室・更衣室のバリアフリー化を図ることや、高齢者・障害者の利用するスポーツ施設等の浴室・シャワー室・更衣室等のバリアフリー化・施設利用の促進を図るための検討を行う。

・ 浴室・シャワー室・更衣室等のバリアフリー化に係る現状把握・整理（整備状況、整備事例、他基準での規定内容、都道府県条例の設置状況や規定内容等）
・ 整備状況・内容の課題、建築設計標準の記述に対する意見について、障害者団体等へのヒアリング調査の実施
・ 浴室・シャワー室・更衣室の整備好事例の調査・収集・整理

③「２．７　便所・洗面所」に係る事例の追加検討

○国内外の来訪者が利用する可能性があるが、法の対象とならない用途や規模の建築物におけるトイレのバリアフリー化、また前回改訂時に記述の充実を図ったトイレの機能分散を促進するため、トイレの整備好事例（新築、改修（効果的な改修方法等の情報を含む））の充実を図る。

・ 便所・洗面所の整備好事例の調査・収集・整理

⑶ その他の検討事項

○学識委員及び障害者団体等の意見を踏まえた、主要項目以外に係る見直しに係る検討
○追補版（H26 年度）の反映（１．２　建築物全体の計画のポイント（要　加筆修正）、２．１０劇場等の客席・観覧席、事例集、その他）
○都道府県推薦優良事例一覧の更新（都道府県に照会、リストを更新）
○図版・写真の修正・追加等（電動車いすの寸法・基本動作寸法等の情報の充実等）

第１回委員会資料
資料２

■　他の検討における各団体の意見等の整理

・これまでに他の検討において各団体から出されている意見の概要について、関連する建築設計標準第２章（単位空間の設計）の項目に照らして、以下に整理する。

建築設計標準第２章 （単位空間の設計）	各団体からの意見の概要
２．１ 敷地内の通路	・十分な幅員確保 ・一方通行や中央ラインでの区切り等の配慮や工夫 ・最寄り駅から会場までの水平アクセスの確保 ・滑らない床材、杖が溝にはまらない幅のグレーチングの採用 ・長い距離のスロープは、勾配を緩く ・入口から遠回りしないで利用できる位置や、雨に濡れずに利用できる位置へのスロープ設置
２．２ 駐車場	＜車いす使用者用駐車場＞ ・横幅、奥行きの確保 ・リフト付き車両の使用や競技用車いすの持ち込み等に配慮し､必要なスペースを備えた駐車場の確保 ・駐車台数に応じた、最大限の台数確保 ・できるだけ施設出入口付近に設置 ・雨に濡れないように屋根を設置 ・障害者等用駐車スペースの不正利用禁止について、パーキング・パーミット制度の実施など、実効性のある方法での実現 ＜通路等＞ ・歩車道の完全分離、車止めブロックの後ろに通路を設置 ・歩行者の安全を考えた動線 ・駐車スペースにも多機能トイレを設置
２．３ 建築物の出入口	・全ての観客用出入口の段差解消 ・一般客も利用する大規模なスロープの設置 ・車いすゲートの設置 ・ドアのわかりやすさ確保（透明ではぶつかるので、色をつけて分かりやすく）
２．４ 屋内の通路	・床の段差解消 ・複数の移動ルートの確保 ・十分な幅員確保
２．５ 階段	・階段下等に視覚障害者が追突しない配慮 ・階段や危険箇所への警告ブロックの設置 ・弱視者に対応したコントラストの確保

建築設計標準第２章 （単位空間の設計）	各団体からの意見の概要
２．６ エレベーター・ エスカレーター	＜エレベーター＞ ・複数台設置 ・大型のかご（24 名・30 名以上）の採用 ・双方向エレベーターの採用 ・袖壁のない（出入口幅の広い）エレベーターの採用 ・ドアにガラス設置、シースルー型エレベーターの採用 ・出入口から遠回りしないで利用できる位置や雨に濡れずに利用できる位置への設置、（選手の利用する）バックヤードへの設置 ・設置位置に配慮した案内標識の設置 ・エレベーターの音声案内とパネル表示の標準化 ＜エスカレーター＞ ・踏み段、くし板への滑らない素材の採用 ・利用者に配慮したエスカレーターの速度設定 ・誘導設備（点字ブロック、音声案内）の設置
２．７ 便所･洗面所	＜車いす使用者用便房＞ ・一般便所付近への車いす使用者用便房の併設 ・出入口から個室までの幅員確保・段差解消 ・直径 1500mm 以上のスペース確保 ・介助者による便座への移乗支援がしやすい空間確保 ・右勝手、左勝手への配慮 ・盲ろうの車いす使用者が利用しやすいトイレの設置（多機能トイレは広過ぎて、物の位置関係を把握するのが困難） ・既存のホテル、駅、デパート、文化施設、都市公園や秋葉原のような大型連続ショッピング街等については、国が整備要項を定め、都を始め関係機関･団体に強力に働きかけること。また必要に応じた予算処置の実施 ＜オストメイト用設備を有する便房＞ ・多機能便房とは別に設置 ＜大型ベッド付き便房＞ ・障害者のおむつ交換スペースの確保 ・折りたたみ式の大人用ベッドの設置 ＜多機能便房等＞ ・一般便所付近への併設（2 カ所） ・車いす用席 15 席に付き 1 つの比率で設置 ・異性介助に配慮したトイレを多く設置

建築設計標準第２章 （単位空間の設計）	各団体からの意見の概要
	・１層に集中せず、水平・垂直方向に分散設置 ・オストメイト対応設備の設置（ストーマの車いすユーザーへの対応） ・駐車場とスタンドを結ぶ導線上への、複数箇所設置 ・競技者控室への設置、競技用車いすに対応した出入口幅員（1000mm 以上）の確保 ・利用マナーの向上 ・多機能トイレの複数設置、機能の分散、トイレのロケーション情報システムの導入。 ＜簡易型機能を備えた便房＞ ・一般便所（男・女）への設置 ・建築設計標準に基づく、フルスペックの多機能便房と簡易型機能便房の併設の推進 ＜その他の便所、便房＞ ・多機能便房と一般便所の両方への、オストメイト対応設備の設置 ・個室ブースへのフラッシュライトの設置（聴覚障害者対応） ・緊張が強い方や対人距離が近いと落ち着かない方が、落ち着いて活用できるような環境整備（光・音・空調） ・ベビーベッド、ベビーチェア、小児用小便器の（多機能便房ではなく）一般便所への設置 ・便所とは別に独立した授乳室の設置 ＜その他＞ ・飲食店を含めた店舗の UD 化を推進 ・道路がバリアフリー化されていても、小さな店舗はされていないことが多く、連携を図ってほしい。
２．９ 客室	・宿泊施設のバリアフリールーム２％の整備を進め、さらに、一般客室の UD 化を推進 ・一般客室もある程度、車いすで入れるように整備
２．10 劇場等の客席･観覧席	＜車いす使用者用客席への配慮＞ ・バリアフリー対応の客席近くへのスロープやエレベーターの設置 ・通路からアクセスしやすい場所への設置 ・水平方向、垂直方向への分散配置 ・総席数の 1%以上を常設の車いすスペースとして確保 ・総席数の 0.2%を仮設車いすスペースとして確保

建築設計標準第２章 （単位空間の設計）	各団体からの意見の概要
	・各階層にその席数の 1%を設置 ・エリアごとに色分けするなどの工夫 ・座席番号と座面のコントラストの確保 ・前席の人が立ち上がっても視界がさえぎられないサイトラインの確保 ・トラックの一番外側（手前まで）までの視界を確保 ・サイトラインの高さの異なる数パターンの席の設置 ・聴覚障害を持つ車いす使用者に配慮し、会場や電子掲示板が一番見やすいところに設置。 ・視界をさえぎらない高さの手すり（80cm 以下） ・1 席の場合は幅 915mm、2 席以上並列の場合は 840mm 以上 ・奥行きは 130cm 以上 ・後部に車いすが回転可能なスペースを確保 ・リクライニング式車いすなど、1 席では収まらない車いすでも観戦できるような配慮（隣の席とつなげる等） ・介助者も含む同伴者と一緒に観戦を楽しめる設計 ・介助者席を障害者と横に並ぶように設置 ・最低 1 名は同伴者席を設置。2 名以上の場合も、前席などすぐ近くの席に座れるように配慮 ・車いすが後ろの席の視界をさえぎらない構造 ＜視覚障害者への配慮＞ ・弱視者が（陸上トラックなどを）単眼鏡で視認しやすいように「シーライン」を確保 ・実況放送などを聞きながら楽しめる、放送ブース及び配線・備の設置 ・客席の眩しさ防止のため、日が当たらない席の設置 ＜音響＞ ・スピーカー等、音響機材付近の座席の明確化 ・座席やエリアにおける音量差の解消 ・反響軽減対策 ・防音設備のある観戦ルームの設置 ・防音エリア（大きな音が聞こえないエリア）の設定 ＜その他＞ ・車いす使用者で一般席を希望する方を想定した、移乗しやすい座席と側に車椅子が置けるスペースの設置 ・階段の手すり設置 ・客席への肘掛設置

建築設計標準第２章 （単位空間の設計）	各団体からの意見の概要
	・高齢者が、なるべく階段の昇り･下りをしなくても利用できる観客席を優先的に利用できるような配慮 ･他の人々が着席していても高齢者が移動しやすいスペースが確保できる観客席を設置 ・客席の広さ、前後左右・通路のスペースの確保（特別席とする場合は特別席の増設） ・特別なニーズのある人が使えるボックス席の設置 ・個室もしくは仕切りのある観戦席の設置 ・途中退席しやすい座席配置や広めの通路確保 ・車いす利用ではないが、足腰・長身・横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席の設置
２．11 浴室･シャワー室･ 更衣室	・障害のある選手が使えるよう、バックヤードのバリアフリー化 ・車いす使用者も使用することができる、シャワー、ロッカー等の設置 ・障害者が床に降りて更衣できるスペースの確保
２．12 避難設備・施設	・上層階における避難エリアの確保 ・緊急時アナウンスや案内放送等を知らせる大型電光掲示板、（通路への）ディスプレイの設置 ・一般客も利用する大規模なスロープの設置 ・誰にも分かりやすい避難経路及び避難体制の確保 ・避難誘導が分かりやすく行われるようなハード面、ソフト面の充実
２．13 造作･機器 Ａ．手すり Ｂ．段差解消機 Ｃ．カウンター･記載台･作業台･事務机等 Ｄ．水飲み器･自動販売機等 Ｅ．コンセント・スイッチ類 Ｆ．乳幼児等用設備 Ｇ．案内表示 Ｈ．視覚障害者誘導用設備	＜Ｄ．水飲み器･自動販売機等＞ ・客席から遠くない位置への便所と無料の水飲み場の設置 ＜Ｇ．案内表示＞ ・部屋番号、エレベーター行き先ボタンの明瞭化 ・廊下の照明を明るく ＜Ｈ．視覚障害者誘導用設備＞ ・道路と建物の点字ブロック連続性の確保、建物の入口を認識できるように

建築設計標準第２章 （単位空間の設計）	各団体からの意見の概要
Ⅰ．情報伝達設備	＜Ⅰ．情報伝達設備＞ ・ホテルの客室やエレベーター等における、非常時の情報伝達のためのフラッシュや文字情報設備の設置 ・スピーカーの改善、環境騒音の低減、補聴支援システム（磁気ループ・赤外線等）の導入
その他	＜休憩スペース等＞ ・建物内にオープンスペース（公開空地）や個室など、刺激を遠ざける環境の整備 ・具合の悪くなった方の一時休憩、医療的ケアが必要な方の利用スペースの確保 ・疲れた時に、人から離れた静かな場所でしばらく座って休む場所（ベンチ、ソファー等）、優先席の設置 ・横になりたい人のための静養室を兼ねた保健室の設置 ・喫煙場所の確保 ＜待合室、控室等＞ ・微細調節可能な空調機能、冷房設備の備えられたウエイティングルームの設置 ・小規模な控室の確保 ＜盲導犬、介助犬対応＞ ・盲導犬、介助犬のトイレスペース・設備の設置 ・競技者の補助犬待機場所確保（犬は暑さに弱いため、 冷房が完備された安全な待機場所を確保） ・補助犬ユーザーの座席選択の尊重（大音量の近くは避けたい。大型犬は足場の広い席が良い。隔離された気分になる席は遠慮したい。等） ＜その他＞ ・飲食店を含めた店舗の UD 化を推進 ・道路がバリアフリー化されていても、小さな店舗はされていないことが多く、連携を図ってほしい。 ・一気通貫の（連続性に配慮した）まちづくり（商業ビルと駅ビルの連携など） ・災害時の仮設住宅・公営住宅の設計基準に車いす対応の規格の追加

第１回委員会資料
資料３

■　主要検討項目に係る検討の方向性

・ 資料２等を踏まえた、参考資料作成の方向性は下表の通りとする。

◇客室

指摘等があった事項	参考資料の作成方向
・東京 2020 アクセシビリティ・ガイドライン（案）に記載された車いす使用者用客室の基準等について、多くの宿泊施設の計画・設計に普及を図るべきとの指摘がある。	・車いす使用者用客室について、東京 2020 アクセシビリティ・ガイドライン（案）のほか、海外の基準や好事例等も踏まえ、記述の充実を図る方向で検討を行う。 ・車いす使用者用客室に関連する好事例を紹介する方向で検討を行う。
・宿泊施設の車いす使用者用客室２％の整備を進めることとあわせ、一般客室のバリアフリー化を促進すべき、また一般客室もある程度、車いすで入れるように整備すべきとの指摘がある。	・一般客室における高齢者、障害者等への配慮について、障害者団体等へのヒアリングや好事例等も踏まえ、記述の充実を図る方向で検討を行う。
・車いす使用者用客室やバリアフリー化の図られた一般客室の整備を、新築のみならず改修によっても促進すべきとの指摘がある。	・改修における課題（スペース、段差、設備計画、運営しながらの改修等）とその対応等について、施設運営者・設計者等へのヒアリングや好事例等を踏まえ、記述の充実を図る方向で検討を行う。 ・改修による車いす使用者用客室整備等に関連する好事例を紹介する方向で検討を行う。
・客室における聴覚障害者等への情報伝達設備について、最新の状況を踏まえたものとすべきとの指摘がある。	・情報伝達設備等について、当事者団体・メーカー等へのヒアリングや好事例等を踏まえ、記述の充実を図る方向で検討を行う。
・宿泊施設における客室以外のスペースやソフト対応についても、高齢者、障害者等の利用に配慮したものとすべきとの指摘がある。	・東京 2020 アクセシビリティ・ガイドライン（案）や好事例等も踏まえ、第１章１．２（４）用途別のチェックポイント等における記述の充実を図る方向で検討を行う。

指摘等があった事項	参考資料の作成方向
・予約の際に宿泊施設のホームページ等で、幅員やスペース、情報伝達設備の状況等についての情報があるとよいという指摘がある。	・利用ニーズに対応した情報提供のあり方について、当事者団体・施設運営者等へのヒアリングや好事例等を踏まえ、記述の充実を図る方向で検討を行う。

◇浴室･シャワー室･更衣室

指摘等があった事項	参考資料の作成方向
・東京 2020 アクセシビリティ・ガイドライン（案）に記載された浴室・シャワー室・更衣室の基準等について、多くの施設の計画・設計に普及を図るべきとの指摘がある。 ・障害者が床に降りて更衣できるスペースを確保すべきとの指摘がある。	・浴室･シャワー室･更衣室について、東京 2020 アクセシビリティ・ガイドライン（案）のほか、海外の基準や好事例等も踏まえ、記述の充実を図る方向で検討を行う。 ・浴室･シャワー室･更衣室に関連する好事例を紹介する方向で検討を行う。
・スポーツ施設等において、車いす使用者も使用することができるシャワー、ロッカーや更衣スペース等を設置・整備すべきとの指摘がある。	・浴室･シャワー室･更衣室について、スポーツ施設と入浴施設等の違いなども考慮しつつ、記述の充実を図る方向で検討を行う。

◇便所・洗面所

指摘等があった事項	参考資料の作成方向
・多機能便房への利用集中を軽減するため、個別機能を備えた便房の設置を促進すべき、また簡易型機能を備えた便房の設置を促進すべきとの指摘がある。	・トイレの機能分散に関連する好事例を紹介する方向で検討を行う。
・飲食店や小さな店舗等のバリアフリー化を促進すべきとの指摘がある。	・改修によるトイレ整備の好事例や、効果的な改修方法等の情報等を紹介する方向で検討を行う。

第１回委員会資料
資料４

検討のスケジュール等

■委員会の進め方

・ 平成２９年度３月に、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正版を公表することを目標として、検討委員会を計４回開催することを予定しています。

・ 第１回検討委員会の後に１週間程度の期間を設け、第１回検討委員会資料についての意見照会を行います。

検討スケジュール（案）

時期	委員会	検討内容
平成 28 年 9 月 9 日 10:00	第 1 回委員会	➢ 設立趣旨・目的・役割、予定検討の背景（バリアフリー化の取り組みに向けた政府の全体像） ➢ これまでの建築設計標準の改訂経緯の整理 ➢ 各団体の要望等の整理と改訂項目の骨子
平成 28 年 10 月 27 日 17:00	第 2 回委員会	➢ 各団体の要望等、これまでの意見を反映した改訂箇所の整理 ➢ 客室、浴室等に関する事例の紹介 ➢ 客室に関する基準の考え方、一般客室の UD 化の骨子
平成 28 年 11 月 21 日 14:00	第 3 回委員会	➢ 客室、浴室等に関する改訂素案の提示 （文章及び図、事例）
平成 28 年 12 月 22 日 16:00	第 4 回委員会	➢ 改訂案（全体）の提示
平成 29 年 1 月頃	パブリックコメントの実施 （1 カ月程度）	
平成 29 年 3 月	改正版　建築設計標準の公表	

意見照会等について

・第２回検討委員会資料作成の参考といたしますので、第１回検討委員会資料に係るご意見をお寄せ下さい。

内容	ご意見等（お名前：　　）
資料３主要検討項目に係る検討の方向性に関するご意見	
その他の資料、第２回検討委員会に向けたご意見	

・客室、浴室・シャワー室・更衣室、便所（改修）の好事例をご紹介ください。
（優れている点等の写真データ等がありましたら、添付してください。また事例の数に応じ適宜、欄を増やしてください。）

◇客室

好事例の名称、所在地	
優れている点	

◇浴室・シャワー室・更衣室

好事例の名称、所在地	
優れている点	

◇便所（改修）

好事例の名称、所在地	
優れている点	

資料の送付期限・送付先等について

・送　付　期　限　　９月１５日（木）
・送　　付　　先　　〒１０５－０００１
東京都港区虎ノ門３－１２－１ニッセイ虎ノ門ビル７～９階
一般財団法人　国土技術研究センター
都市・住宅・地域政策グループ　バリアフリー推進室
沼尻恵子宛
Tel　０３－４５１９－５００３
・メールアドレス　　k.numajiri@jice.or.jp
・Ｆ　　Ａ　　Ｘ　　０３－４５１９－５０１３

バリアフリー化に向けた政府の取組の全体像
（ユニバーサルデザイン2020 関係府省等連絡会議
第３回街づくり分科会　参考資料１）

第１回委員会資料
参考資料１

「ユニバーサルデザイン2020」資料集（街づくり）

1．国の所管する競技会場におけるバリアフリー化の推進
ー新国立競技場ー

○新国立競技場におけるユニバーサルデザインについては、「新国立競技場の整備計画」の基本理念の一つである「世界最高のユニバーサルデザイン」を踏まえ、整備プロセスを引き続き推進する。

新国立競技場整備事業（ユニバーサルデザイン関係）

○ 平成27年8月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議が決定した「新国立競技場の整備計画」において、「国際パラリンピック委員会（IPC）のアクセシビリティガイドを踏まえ、車椅子席数、通路、エレベーター、トイレ等の施設について、世界最高のユニバーサルデザインを導入する。」とされている。

○ 大成建設等JVでは、**設計から施工段階において、高齢者、障がい者団体及び子育てグループとのユニバーサルデザイン・ワークショップを開催し、関係者の意見を集約**した上で事業を進めている。

Copyright(C)大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所JV

完成までのスケジュール（予定）

（独）日本スポーツ振興センター作成資料 抜粋

2．競技会場におけるバリアフリー化の推進（その他）

○大会で使用するその他の競技会場についても、組織委員会等と連携して、国際パラリンピック委員会（IPC）で承認された世界水準のバリアフリー基準（Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン）に従ったバリアフリー化に向けて、施設の整備や施設管理者等への働きかけ等を行う。

＜イメージ＞

IPC
アクセシビリティ
ガイド

オリンピック・パラリンピック競技会場等に適用する世界最高水準のバリアフリー基準

→ **反映** →

Tokyo2020
アクセシビリティ・ガイドライン

東京大会に向けて策定され、IPCに承認された世界水準のバリアフリー基準

→

競技会場

ガイドラインに沿ったバリアフリー化の実現

組織委員会等と連携し、施設管理者等へ働きかけ

＜具体的な項目例＞

・エレベーター　（有効寸法、操作盤の位置等）
・トイレ　　（有効寸法、機能分散のあり方等）
・座席　　（アクセシブルな座席の数、座席のあり方等）
・通路における傾斜路、階段、路面等のあり方　　等

3．競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進

○ アクセシブルルート※に加え、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路を国が重点整備区間として提示し、連続的・面的なバリアフリー化を推進

○ 国、都、区等による検討会を設置し、「重点整備区間」を決定

○ 特に不特定多数の利用が見込まれるため、バリアフリー化の必要性が高い区間について、国は重点的に支援

○ その他競技会場周辺やアクセス道路等において、バリアフリー対応型信号機等を整備

※アクセシビリティに配慮した競技会場までの動線。今後、組織委員会で決定される予定

【競技会場周辺のバリアフリー化の例】

アクセシブルルート(イメージ)　会場周辺の鉄道駅
重点整備区間(イメージ)

【バリアフリー化実施例】

<国道246号　青山一丁目駅周辺>

<北参道駅>

<音響式信号機>

【バリアフリー化の整備が必要な事例】

<外苑東通り　信濃町駅周辺>

・歩車道の段差が大きい
・視覚障害者用誘導ブロックが未整備

<信濃町駅>

・駅施設と道路に一部段差
・視覚障害者用誘導ブロックが未整備

４．競技会場周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進

○ 国・都・区による連絡調整会議を設置し、競技会場周辺や外国人が多く訪れる主要な観光地周辺の都市公園を選定。

○ 選定された都市公園についてバリアフリー化の実態を調査し、基本的に選定した全ての公園で２０２０年（平成３２年）までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図る。

○ さらに代表的な公園（競技会場等）について、高水準のユニバーサルデザイン化が達成された全国の都市公園のモデル事例として整備を図り、国は重点的に支援する。

移動等円滑化基準に適合した公園のイメージ

公園の出入口、駐車場から主要な公園施設までの園路及び広場の通行幅の確保、段差を解消するとともに、バリアフリー化したトイレ、休憩所、管理事務所等とのアクセスを確保。

車いす使用者用駐車場を確保

バリアフリー対応トイレの設置

園路の段差解消

高水準のUD化が達成されたトイレのイメージ

子供連れ、車椅子の方に配慮した幅広洗面スペース

様々な方の利用に配慮した多目的トイレ

便所内に複数配置した男女共用の「多機能便房」

5．トイレのバリアフリー化調査について

○東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機に、不特定多数の者が利用するトイレのバリアフリー化や、トイレのバリアフリー化についての情報整備を促進することを目的とし、オリパラ競技会場等の周辺においてバリアフリー化されたトイレの実態調査を行い、その結果を踏まえ、効果的な改修方法を検討・提案する。

■ 範囲

・オリパラ競技会場で想定される利用駅周辺（半径500m）で主要道路沿道
・主要ターミナル駅周辺（半径1km）で主要道路沿道

■ 調査対象建築物

・公共建築物（公衆トイレ含む。）
・一定規模以上の商業施設　等

■調査内容

（１）バリアフリー化されたトイレの有無

（２）トイレのバリアフリー化の状況
　① 車いす対応
　② オストメイト
　③ トイレまでの経路
　④ 手すり

（３）トイレのバリアフリー改修の意向の有無

＜成果物イメージ＞

6．主要鉄道駅におけるバリアフリー化の推進

○アクセシブルルートに係る鉄道駅をはじめとするオリンピック・パラリンピック関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について都と連携しつつ、重点支援を実施する。

ホームドア整備により視覚障害者等のより安全な移動が図られる。

エレベーター整備により、車いす利用者等の円滑な移動が図られる。

7．都内主要ターミナル等における交通結節機能の強化・バリアフリー化

○主要ターミナル等において、交通結節機能の強化に向けた取組を推進

主要ターミナル等	交通結節機能強化に向けた取組	2020年における整備目標
新　宿	東西自由通路整備等による交通結節機能の強化 ・駅中央部に東西自由通路を整備し、駅周辺の移動を円滑化	自由通路供用予定
渋　谷	駅ビル開発、駅改良と一体となった交通結節機能の強化 ・東西駅前広場の再編・拡充(歩行者空間の拡充)、東西自由通路などの整備 ・谷地形を活用した、多層にわたる歩行者ネットワークの形成と、周辺開発と合わせた縦動線の整備によるバリアフリー化　等	東口駅前広場概成（予定）
品　川	都市開発、新駅整備、駅改良が一体となった交通結節機能の強化 ・駅前広場の整備 ・都市開発と一体となった南北歩行者ネットワークの強化　等	新駅暫定開業及び 新駅周辺の基盤整備の概成
虎ノ門	都市開発と一体となった新駅整備等交通結節機能の強化 ・周辺開発と合わせた地下鉄日比谷線新駅整備と地下通路ネットワークの整備　等	新駅暫定開業

新　宿

出典：東日本旅客鉄道株式会社

渋　谷

※H24.10渋谷駅中心地区基盤整備方針より抜粋

８．都市交通におけるバリアフリー化の推進

○東京都は、都心から勝どきを経由して臨海副都心に至る地域において、選手村の後利用をはじめとしたオリンピック・パラリンピックを契機とする開発需要等、恒常的な需要に対応するため、環状２号線を中心として、都心と臨海部とを結ぶＢＲＴの平成３１年の運行開始に向けた具体的な検討を行っている。

○我が国を取り巻く状況としても、高齢者等をはじめとした住民の社会・経済活動を支える公共交通を維持・確保するために利便性の高い新たな公共交通システムを構築していく必要があり、基幹的な公共交通となるバス交通の高度化（BRT導入・普及）を進めることが必要。

○そのため国土交通省としても、基幹的公共交通としてＢＲＴの導入を推進する上での利便性向上に資する新技術の導入に向けた検討を行っているところであり、平成２８年度はバリアフリー縁石の有効性や国内導入に向けた課題についての調査検討および実証実験を行う。

東京都のBRT計画（案）

出典：
『都心と臨海副都心とを結ぶBRTに関する事業計画』
（平成28年4月、東京都都市整備局・京成バス株式会社）

検討する新技術の例

○バリアフリー縁石

乗降場となるバス停の歩道にバス車両の正着※が可能となる。海外の導入事例などを参考とし、日本国内でもH28年度に実証実験を行う。

○大量乗降可能なバス停

大量輸送を可能とする大量乗降が可能なバス停のあり方について検討していく。

○光学式白線誘導方式

舗装上の白線をガイドとして乗降場付近で車両を自動制御することで、乗降場への正着※の確実性を高め、アクセシビリティや定時性を高める新技術の導入について検討していく。

※バスが停留所の縁石と隙間なく停車すること。

9．成田、羽田（国際線）を中心とした空港のバリアフリー化の推進

＜基本的な考え方＞

東京オリパラのレガシーとして、誰もが自由に空港を利用できる環境を目指す

①成田、羽田を中心とした空港のバリアフリー化の推進

1．羽田（国際線）、成田（＝海外との玄関口）

○世界トップレベルのUD水準

2．羽田（国内線）（＝国内線との接続）

○障害者を含め全ての人が空港を快適に利用できるUD水準

3．関空、中部、新千歳、福岡、那覇等

○障害者を含め全ての人が空港を不自由なく利用できるUD水準

このような理念に基づき
東京オリパラの旅客実態等も勘案して、
本年度中に数値目標を設定するとともに、
取組内容を具体化する。

②羽田国際線のタクシー乗り場再配置

●エレベーター、エスカレーターが付近にあるターミナルビル出口前面に、タクシー乗車場を配置。
→UDタクシーへの誘導性を改善。

●タクシー乗車場と身障者用乗降場を隣接させ、スロープ等を利用しやすくする。
→UDタクシーへの乗車利便性を改善。

ユニバーサルデザインタクシーとは？
流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっているタクシー車両

写真の出典：
・日産自動車ホームページ、パンフレット等

１０．リフト付バス・UDタクシー車両の導入促進

○バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバス及びＵＤ（ユニバーサルデザイン）タクシーについて、重点的に支援を行う。
○図柄入りナンバープレート制度検討会の取りまとめ（本年５月）等を踏まえ、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金を活用し、ＵＤタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図る。

リフト付きバス・ＵＤタクシーの導入支援

現状

平成26年度末（現状）
・リフト付きバス等　856台(5.7%)　・福祉タクシー車両　14,644台(6.1%)

具体的な導入支援

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」又は
「地域公共交通確保維持改善事業」による支援措置

リフト付きバス

補助率１／４又は補助対象経費と通常車両価格の差額の１／２のいずれか低い方

ＵＤ（ユニバーサルデザイン）タクシー

補助率１／３

ナンバープレート寄付金の活用

図柄入りナンバープレートの一例（東京オリパラナンバー）

・東京オリパラに向けて、平成29年10月頃から平成32年（2020年）までの間、希望者に対し、オリンピックエンブレムを使用した1枚とパラリンピックエンブレムを使用した1枚の2枚1組で、全国において交付
・図柄は、エンブレムのみ（寄付金無し）1種類、エンブレムと図柄（寄付金あり）1種類の計2種類の予定
・交付に合わせて寄付金を募集し、その収入を交通サービスの整備に活用

東京オリパラナンバー（イメージ）

エンブレムのみ（寄付金無し）

エンブレムと図柄（寄付金あり）

寄付金を充てる事業（例）

・リフト付きバスの導入
・ＵＤ（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入　等

１１．交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正

○Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえ、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びバリアフリーガイドラインを平成２９年度中を目途に改正する。

移動等円滑化基準

公共交通施設及び車両について、旅客施設を新たに建設し、若しくは大規模な改良を行う時・車両に関しては、新たに事業の用に供する時に適合義務のある基準。

＜対象施設・車両＞

- ・鉄軌道駅
- ・バスターミナル
- ・旅客船ターミナル
- ・航空旅客ターミナル
- ・鉄道車両
- ・バス車両
- ・船舶
- ・航空機　等

バリアフリーガイドライン

事業者等が実際に施設及び車両を整備する際のあり方や、望ましい内容を具体的に示した目安。

＜対象ガイドライン＞

- ・バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）
- ・バリアフリー整備ガイドライン（車両編）

主な検討項目例

○車両における車いすスペースの設置箇所数に関する検討

○多機能トイレの機能分散に関する検討

○移動制約に応じた情報提供の検討

等

１２．建築設計標準の改訂

○東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機に、「Tokyo2020アクセシビリティガイドライン」の策定等、誰もが安全で快適にアクセスできるユニバーサル社会実現のための動きが加速化している。このため、建築設計標準の内容の充実化を図り、全国のアクセシブルな環境整備を促進する。

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

●設計標準とは　高齢者や障害者がより利用しやすい環境を促進するために、建築主、設計者に対しての指針

●記載事項
①建築物バリアフリーの全体計画の考え方
②単位空間の設計（トイレ、出入口、廊下　等）
③設計事例集（図面、写真を用いて優れている箇所を解説）

※他にもバリアフリー法、基本寸法（車いすの大きさなど）等の情報を記載

●単位空間の設計記載項目（抜粋）

トイレの単位空間設計

■設計のポイント
1）個別機能を備えたトイレの設置
2）多機能トイレと簡易型機能を備えたトイレの設置
3）多機能トイレの設置
■記載項目
配置、設置数、出入口、広さ、戸の形状、設備等を具体的な寸法で記載
■記載例　（出入口の有効幅員）
原則80cm以上、利便性を考慮すると90cm以上が望ましい
出入口前には車いす転回スペース（140cm角）を設ける等

●単位空間の設計（記載例）

・壁掛け式大型ベッドのある便房

改訂

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準　［改訂版（平成28年度予定）］

●Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインの基準を反映（ホテル客室など）
●聴覚障害者のための文字情報設備による情報提供の充実　●バリアフリートイレへの改修事例を追加　等

１３．観光地のバリアフリー情報提供促進

○観光地のバリアフリー情報の自己評価・公表を促進することにより、観光客が全国の観光地のバリアフリー状況を把握し、比較できる環境整備を行う。今年度は国と地方自治体が連携し、全国数カ所で観光地のバリアフリー状況についてのモデル的な評価を実施する。
○将来的には利用者が各観光地の評価指標を手軽に比較できるよう、ポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。

観光地の調査

拠点駅等からの観光地アクセス、周辺施設、宿泊施設等の現状調査を実施し評価指標を作成。

＜チェック項目例＞

観光施設

評価視点		評価項目
駐車場		障害者用駐車場の有無
		駐車場から入口までの案内図の有無
		駐車場から入口までの外国語案内の有無
入口・通路		入口・通路の段差解消
		通路上の段や柱など危険箇所の有無と注意喚起
		施設内の配置図の有無
		施設内の外国語案内の有無
段差解消	階段	手すりの点字案内の有無
	スロープ	車いすの通行可否(勾配、幅員、折り返し)
	エスカレーター	音声案内の有無
	エレベーター	車いすが無理なく入ることができる大きさ、車いすに配慮された操作盤
		行先階等の表示の有無
		行先階等の音声案内の有無
		行先階等の外国語案内の有無
		操作盤の点字表記の有無
		操作盤の外国語表記の有無
トイレ		多機能トイレの有無
		トイレ内配置の触知図の有無
		乳幼児連れ用設備(ベビーベッド、おむつ換え等)の有無
施設、展示場等の案内		車いすの高さからの視線を考慮した対応
		聴覚情報(イヤホンガイド、アナウンス、音声内など)の有無
		文字情報の充実
		多言語表記の有無
		外国語聴覚情報(イヤホンガイド、アナウンスなど)の有無

一元的な情報提供のイメージ

全国の観光地の
バリアフリー指標を集約

＜活用のイメージ＞

○旅行先選択のための事前情報が得られる
【利用者】例
車いすでも楽に移動できるのか。
今度の家族旅行はここに行ってみようかな。

○観光地・個別施設のアピールができる
【利用者】例
触れられる仏像模型があるのか、
ここは面白そうだな。

○観光エリア・観光施設の自己診断ができる
【施設管理者】例
エリアとしては施設間の連携が良くないのか。
今後の参考にしよう。

１４．ユニバーサルツーリズムの普及促進に向けた取組

バリアフリーツアーセンターの展開に向けて

○バリアフリーツアーセンター設立の促進を図る。
○バリアフリーツアーセンターにおける情報発信の多言語化により、海外からの高齢者・障害者旅行者を受け入れる体制づくりの促進を図る。

■バリアフリーツアーセンターとは（バリアフリー旅行相談窓口）

高齢者や障害者を始め、乳幼児連れ、妊産婦など観光や移動に際して困難を生じたり何らかの支援を必要とする方、誰もが旅行を楽しむことができるよう、相談・問い合わせ等の対応を実施。

■バリアフリーツアーセンターの設立・活動強化

◆**地域における受入体制の強化**
・先進事例（伊勢志摩など）を参考とした「地域の受入体制強化マニュアル」を平成25年度に作成。作成したマニュアルを基にバリアフリーツアーセンターの設立及び機能強化を支援。
・誰もが旅行を楽しむことができるよう自立継続的な取組の拡大を目指す。

１５．全国の主要鉄道駅周辺（特定道路を含む）のバリアフリー化の推進

○ 鉄道駅から徒歩圏内の生活関連施設の約６割しかバリアフリー化された経路で結ばれていない
○ 全国の主要な鉄道駅や観光地周辺のバリアフリー化の状況を公表するとともに、地方公共団体の積極的なバリアフリー化の取組を支援
○ 生活関連経路を構成する道路を中心に、バリアフリー対応型信号機等を整備

【主要駅のバリアフリー化の状況】

全国の
生活関連施設
約 40万施設

↓

全国駅の
生活関連施設
駅から徒歩圏内500m
約 3万施設

駅からバリアフリー化された経路で結ばれている施設は約6割※
(4.7施設／8.6施設)

※乗降客数3千人以上の駅の1割程度を抽出して調査した結果(369駅)

【伊勢市駅(三重県伊勢市)周辺のバリアフリー化の状況】

・基本構想が策定されていない伊勢市駅の徒歩圏内では、バリアフリー化された経路で結ばれている施設は、12施設中1施設(11. 外宮)のみ

生活関連施設　バリアフリー化済み(歩道有り)
駅前広場　バリアフリー化未実施(歩道有り)
バリアフリー化未実施(歩道無し)

【バリアフリー化のイメージ】

１６．バリアフリー基本構想の策定促進

○「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を改定し、これまで僅かだった具体的な取組事例や計画作成事例（庁内の検討体制を含む）を多く示すことにより、市町村における計画策定を促進支援する。

○現在、市町村が任意に策定することとなっているバリアフリー法の基本構想について、広域連携やインバウンド観光の観点から、都道府県・国がより積極的に参画するなど、策定を促進する方策を検討する

バリアフリー基本構想

重点整備地区※において、公共交通機関・建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想。

※ 旅客施設を中心とした地区、高齢者・障害者などが利用する施設が集まった地区

ガイドブックの改定検討

取組事例や計画作成事例を多く示すなど、分かりやすさに配慮したガイドブックの改定。

１７．ピクトグラムのJIS化の取組について

○緊急時に誰しも素早く安全な場所に避難できるよう、津波、土石流、火事等の「災害種別一般図記号」（※１）及び「災害避難誘導標識システム」をＪＩＳ化（平成２８年３月公示済）。その成果を踏まえ、今後、ＩＳＯ規格化を目指す。

○外国人観光客や障害者の移動円滑化を目指して、無線ＬＡＮ、人工肛門（オストメイト）対応トイレ等の「案内用図記号」（※２）を新たにJIS化するとともに、既存の「案内用図記号」ＪＩＳについてもＩＳＯ規格との整合化の検討を行い、今年度、ＪＩＳ原案作成予定。案内用図記号の全国的な普及を促進する。

（※1）災害種別一般図記号（例）

（※2）案内用図記号案（イメージ）

（※3）標準案内用図記号（例））

昭和39年　東京オリンピック開催　初めての競技・施設ピクトグラム採用とその体系化

平成14年　日韓ワールドカップ開催　観客移動対策で、標準案内用図記号（※3）をJIS化

平成25年　東京オリンピック・パラリンピック開催決定

平成27～28年度　東京オリパラに向けて、移動円滑化のための新たな案内用図記号のJIS化及びISO規格との整合化、全国的な普及促進

2020年（平成32年）　東京オリンピック・パラリンピック開催

１８．パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討

○パーキング・パーミット制度は、障害者等用駐車スペースを必要とする対象者を明確化し、地方公共団体内共通の利用証を交付することにより駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。

○本制度について、導入が進んでいない自治体の課題や他国の実態を把握し、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げる。

制度の導入の背景

障害のない人が身障者用駐車場に車を停めているため、そのスペースに駐車できずに困っている

障害のある人たちのために駐車スペースを確保しておくための統一ルールが欲しい

困っている人たちをみんなが支え合って、誰もが安心して暮らせるまちづくりが必要

利用証交付と施設管理者の協力により本当に必要な人がいつでも気軽に利用できるように

パーキングパーミット制度

１９．鉄道における車いす利用環境の改善

①車いす利用時の待ち時間や、多数の車いす利用者が集中して鉄道車両に乗車しようとする際の対応

現状・課題

【車いす利用時の待ち時間の短縮】

○一部の鉄道事業者では、乗車駅・降車駅・乗継駅における介助要員を手配するため、駅への事前連絡を求めている。
○事前連絡がなかった場合、介助要員の手配が完了するまで時間を要することがあるため、一定時間待たないと乗車できない等車いす利用者の利便に支障が生じている可能性がある。

【多数の車いす利用者が集中して鉄道車両に乗車する際の対応】

○鉄道事業者では、イベント開催時などで車いす利用者の集中が予想される場合には、介助要員を予め多数手配して対応。
○多数の車いす利用者が集中して鉄道車両に乗車することが予想されるオリンピック・パラリンピック開催時における車いす利用者の需要に照らし、鉄道事業者の対応が全体として十分か検討が必要。

障害者団体や鉄道事業者等、関係者の意見を調整するための検討会を本年度中に立ち上げ、検討を進める。

２０．鉄道における車いす利用環境の改善

②ハンドル形電動車いすの鉄道車両等への乗車要件等の見直し

現状・課題

○ハンドル形電動車いすについては、基本的に屋外利用を想定し、公共交通機関の利用に適した設計となっておらず、また、運転操作に起因する事故も発生している状況にあり、鉄道事業者は安全性を懸念。

○ハンドル形電動車いすを利用した鉄道車両等への乗車は下記の要件を満たした場合にのみ可能となっている。

・介護保険等の公的な制度によって真に利用が必要であることが確認されていること

・車いすの寸法、回転半径等、構造に関する一定の要件（構造要件）を満たしていること

○構造要件の確認については（一社）日本福祉用具評価センターが実施しており、同センターが発行するステッカーを車いすに貼付することにより乗車可能となる。

○デッキ付き車両については、利用可能な車両が限定される。

○しかし、障害者団体からは、アメリカ等海外ではハンドル型電動車いすと他の車いすを区別しておらず、要件の見直しを要望されている。

○2020年東京大会ではハンドル形電動車いすを含む多くの車いす利用者が我が国を訪れることが見込まれる。

ハンドル形電動車いす（例）

セニアカー（スズキ）

（一社）日本福祉用具評価センター発行ステッカー

ハンドル形電動車いすの鉄道車両等への乗車要件の見直しを検討する検討会を本年度中に設置し、本年度末を目処に結論を得る。

２１．全国の主要な旅客船ターミナルのバリアフリー化の促進

旅客船ターミナルにおける連続的なバリアフリー化について

○陸上交通機関から旅客船へのシームレスな乗り継ぎを可能とするため、全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を本年度中に点検し、点検結果を踏まえバリアフリー化を促進する。

旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化の事例

ターミナル入口にスロープ・手摺等が無く、円滑な移動に支障がある状態

スロープ・手摺等が整備され、円滑な移動が可能である状態

浮桟橋整備前の係留施設

バリアフリーに配慮された浮桟橋

２２．船旅メジャールート、旅客船のバリアフリー化の促進

旅客船における先進的なバリアフリー化について

○船旅メジャールート（東京の舟運や瀬戸内海航路等）における新造船の先進的なバリアフリー化の推進
→ 今後新造される旅客船について先進的なバリアフリー化を促すとともに、各地域においてもバリアフリー化を促し、その状況を踏まえ、旅客船を利用するための陸上交通機関からのバリアフリールートを利用者に情報発信する。

○旅客船全体のバリアフリー化の推進
→ 本年度中にバリアフリー優良事例を収集し周知する。

先進的なバリアフリー化の促進について（事例）

表示・案内に関するバリアフリー化（例）

・運航情報提供設備の複数化

・触知案内板の複数化

・事故時の臨時情報提供設備

・エレベーター内の操作盤を点字表示化

旅客用設備の利用に関するバリアフリー化（例）

・オストメイトの設置
・バリアフリートイレの複数化

・バリアフリー客席と別甲板にある遊歩甲板へのバリアフリー化

・総合受付カウンターのバリアフリー化

・グレード毎のバリアフリー客室

・バリアフリー客室の呼出しボタン

２３．航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進

①「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」の改訂

○「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」（空港のバリアフリーに関するガイドライン）とは、交通バリアフリー基準・ガイドラインをベースに、空港での運用条件を考慮して、すべての人にとって使いやすい空港旅客施設となるよう、空港関係者が具体的に施設計画を検討する際の参考となるものである。

○交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正内容に合わせて、「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」の改訂に向けた検討を行い、更なるバリアフリー化を促進する

②「障害者差別解消法」に基づく対応方針（航空旅客ターミナル業）の策定

○航空旅客ターミナルにおいて、「障害者差別解消法」に基づく障害のある人への不当な差別の禁止等に係る対応方針を本年度中に策定する。

２４．歩行者移動支援サービスの実証

○屋内電子地図等の空間情報インフラの整備を推進し、外国人を含めた誰もがストレスを感じることなく、迷うことなく移動・活動できるストレスフリー社会の実現に向けて、実証実験等を通じ民間サービスの創出、サービスの基盤の全国的な整備・活用を促進する。

2020年（平成32年）時点に実現するサービスのイメージ

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において、高精度測位技術を活用した多様なサービスが民間事業者により創出される。

自分の現在位置、目的地までの経路などの情報が詳細に手に入る

初めて訪れる国や都市で不慣れな交通機関を利用しなければ行けない場合でも、自分の現在位置から目的地までの経路を詳細かつ正確にナビゲートできる。

広くてわかりづらい観客席へのご案内も正確かつスムーズに

ナビゲート用デバイスを所持したボランティアスタッフにより、会場内外のスムーズな案内を実現。多言語翻訳システムと組み合わせることで、世界中から訪れる人々にストレスフリーな大会観戦を提供する。

屋内外電子地図

測位環境（GPS,準天頂衛星、ビーコン等）

バリアフリー情報（歩行者移動ネットワーク、障害者用トイレ等のデータ）

携帯端末向けアプリケーション

・・・適宜必要な情報を提供

空港 → 主要結節点 → 会場最寄駅 → 競技会場

例）成田空港　　例）東京駅、新宿駅

２５．パブリックタグの登録・設置推進

○作成を進めている標準仕様に基づき、設置場所の位置情報等がデータベースに登録されたWi-Fiやビーコンなどのデバイス。本年度中に標準仕様（案）Ver1.0を公開し、パブリックタグの登録・設置を推進。

現状

サービス提供者ごとに専用のタグを設置。
他のサービス提供者は、利用できないしくみが大半。

各サービス提供者が設置するタグの位置情報等を、仕様に基づき、データベースに登録しオープンデータとして公開。

パブリックタグが発信する信号とオープンデータを利用することで、位置情報等の共通利用が可能。

標準仕様に基づき登録し、オープンデータとして公開することで、複数の主体が設置したタグでも、共通に利用でき整合した位置情報が得られるため、シームレスなサービス提供が可能に

２６．オープンデータ環境の整備

○外国人を含めたストレスフリー社会の実現に向けて、ICTを活用した歩行者移動支援に必要なバリアフリー情報等のデータをオープンデータとして公開することにより、民間事業者が多様なアプリが開発できる環境を整備。2020年（平成32年）に向けて競技会場周辺エリア等において面的にデータを収集し、オープンデータとして順次公開。

バリアフリー情報等の各種データを様々な主体が所有

現状は、ICTを活用した歩行者移動支援に必要なバリアフリー情報等の各種データについて、各施設管理者が独自の様式で所有

各種データを収集し、オープンデータとして順次公開

公共施設・道路情報	公共交通情報	トイレ等情報	商業施設情報	基盤地図情報	歩行空間NWD
・歩道 ・公園 等	・駅の改札 ・通路、EV、階段 等	・公衆トイレ ・休憩室 等	・出入口 ・駐車場 等	・各地の電子基盤地図	・各地の歩行空間NWデータ

各種データを収集し、歩行者移動支援に活用できるデータとして、オープンデータサイト※において公開

※「歩行者移動支援に関するデータサイト」をH27.7に国交省HPに開設し、バリアフリー情報等をオープンデータとして公開

民間事業者がデータを活用し、歩行者移動支援の多様なアプリを開発

民間事業者がオープンデータを活用し、各者の創意工夫により、多様な歩行者移動支援サービス（アプリ）を開発

２７．車いす利用者等のためのバリアフリールートや所要時間を提供する乗換検索システムの実現

○移動計画段階において目的地への到着時刻が予見できるよう、車いす利用者等のためのバリアフリールート・乗換検索システムの実現を目指し、有識者、障害当事者、関係交通事業者等を委員とする検討会を速やかに設置し、本年度末までに対応方針を取りまとめる。

＜らくらくおでかけネット（交通エコモ財団）＞

車いすで移動しやすい経路の検索や駅構内における
車いすで移動可能な経路を提供

・アクセシビリティ経路：○
・時刻表と連動した乗換検索：×

出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団　らくらくおでかけネット

＜一般的な乗換検索サービスの例＞

一般的に健常者の移動を前提とした
経路や所要時間の検索サービスを提供

・アクセシビリティ経路：×
・時刻表と連動した乗換検索：○

※一部、限定的にサービスを提供している例もある

アクセシビリティに配慮したより分かりやすい経路や乗換検索が可能なシステムの実現を目指す

２８．走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入実現

○外国人、視覚障害者、聴覚障害者向けに、音声や文字情報（多言語）による鉄道車両内での走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入実現に向けて、本年度末までに適用可能な技術の調査を実施し、早期の実現を目指す。

■既存の車内案内情報の課題

	車内案内表示	車内アナウンス
聴覚障害者	混雑で見えないことがある	利用困難
視覚障害者	利用困難	音声が小さい、雑音で聞き取れないことがある

このような状況が重なると、現在自分がどの駅間にいるのかが把握できず、いつ降車すれば良いのか分からない場合がある。

スマートフォンを活用したアプリの導入により、確実な案内を提供することが想定できる。

（イメージ）

２９．都市サービスの高度化（IoTおもてなしクラウドを活用したサービス連携）

概 要

○IoT時代の技術進歩の成果を踏まえ、訪日外国人等のスムーズな移動、観光、買い物等の実現に向け、スマートフォン、交通系ＩＣカードやデジタルサイネージ等と、共通クラウド基盤を活用した多様なサービス連携(個人の属性・言語等に応じた情報提供や支払手続の簡略化等)を可能とするため、複数地域で実証を実施。

目 標

○2020年（平成32年）に向けて、我が国における訪日外国人の行動を支援するための仕組みを確立する。

サービスイメージ(例)

1） 災害時等緊急時において、災害情報、避難所情報、交通情報、避難経路等をデジタルサイネージとスマートフォン等を連携させて安全に誘導。
2） ホテル等宿泊施設のチェックイン、パスポートのPDF化、公共競技場や美術館・博物館等の入退室管理
3） 主要観光地やショッピングモール等におけるデジタルサイネージで利用者の属性(言葉等)に応じた情報提供、ショップ、レストラン等で多言語等表示、買い物可能等。
（自国語での言語表示、障がいに応じたバリアフリーマップの提供、ハラル情報等が表示され安心して食事等）

３０．多機能トイレのマナー改善に向けた取組の推進

○多機能トイレの利用に係るマナー改善に向けたキャンペーンを実施し、多機能トイレの機能を真に必要とする人が優先的に利用できるような環境整備を図る。

公共トイレの利用に関するマナー啓発の必要性

交通施設や公共建築物を中心として多様な利用者に配慮した多機能トイレの整備が進む

多機能トイレ

子ども連れ配慮
簡易多機能トイレ

キッズトイレ

車椅子利用者など多機能トイレの機能が必要になる方が多機能トイレを使えず困っているケースがある。

キャンペーンの実施

トイレの利用マナー改善に関する
ポスターの掲示等

第１回委員会資料
参考資料２

建築設計標準の改訂経緯の整理

年	主な法律等	建築設計標準	作成・改訂の概要
1982		身体障害者の利用を配慮した建築設計標準	
1993		高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準（平成 6 年 10 月版）	・ハートビル法施行を前に、「身体障害者の利用を配慮した建築設計標準」をもとに、最新の知見、設備機器の技術的進歩などの成果を反映
1994	ハートビル法施行（努力義務）		
2003	改正ハートビル法施行（義務）	高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準（平成 15 年 2 月版）	・ハートビル法改正を前に、記述や設計事例を充実
2006	バリアフリー法施行（義務）		
2007		高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準（H19 年版）	・バリアフリー法施行を受け、記述や設計事例を充実
2011	（改正障害者基本法施行）	高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準（H24 年版）	・床の滑りに係る評価指標及び評価方法等について記述を充実 ・多機能便房における多様な利用者の集中回避や、車いす使用者の利便性向上に資する機能分散の考え方等について記述を充実 ・バリアフリーの観点からの優良な設計事例や、応急仮設住宅におけるバリアフリー化の取組事例を紹介
2014	（障害者権利条約発効）	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）	・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、特に劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設において多様な利用者が円滑に利用できる環境整備を図ることを目的として、建築設計標準（2012 年版）の内容を追補
2016	（障害者差別解消法施行）		

参考資料3

2. 9 客室
2.11 浴室、シャワー室、更衣室

のみ抜粋

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

国土交通省

高齢者、障害者等の円滑な移動等に

配慮した建築設計標準

平成24年

国　土　交　通　省

目　次

第１部　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定について

１．「バリアフリー法」制定の経緯 ---------- 1-1
２．チェックリスト ---------- 1-9
３．認定特定建築物等の支援制度（平成 24 年度）について ---------- 1-17
４．Ｑ＆Ａ ---------- 1-18

第２部　高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

第１章　高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について---- 2-1
１．１　高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方 ---------- 2-1
（１）すべての人に使いやすい建築物とは ---------- 2-1
（２）高齢者、障害者等の対応の考え方 ---------- 2-2
（３）ソフトとハードの相互補完と対応について ---------- 2-3
（４）使いやすい建築物整備に向けた情報の蓄積 ---------- 2-3
１．２　建築物全体の計画のポイント ---------- 2-5
（１）すべての人に使いやすい建築計画の手順 ---------- 2-5
（２）建築計画の要点 ---------- 2-7
（３）建築計画のチェックポイント ---------- 2-8
（４）用途別のチェックポイント ---------- 2-9
（５）改善、改修のチェックポイント ---------- 2-15
（６）災害時の避難、誘導について ---------- 2-16

第２章　単位空間等の設計 ---------- 2-17
２．０　第２章の見方 ---------- 2-17
２．１　敷地内の通路 ---------- 2-19
２．２　駐車場 ---------- 2-32
２．３　建築物の出入口 ---------- 2-38
２．４　屋内の通路 ---------- 2-47
２．５　階段 ---------- 2-56
２．６　エレベーター・エスカレーター ---------- 2-62
２．７　便所･洗面所 ---------- 2-75
２．８　利用居室の出入口 ---------- 2-93
２．９　客室 ---------- 2-99
２．10　劇場等の客席･観覧席 ---------- 2-108

２．11　浴室･シャワー室･更衣室 ---------- 2-112
２．12　避難設備・施設 ---------- 2-119
２．13　造作･機器 ---------- 2-123
Ａ．手すり ---------- 2-123
Ｂ．段差解消機 ---------- 2-127
Ｃ．カウンター･記載台･作業台･事務机等 ---------- 2-131
Ｄ．水飲み器･自動販売機等 ---------- 2-134
Ｅ．コンセント・スイッチ類 ---------- 2-137
Ｆ．乳幼児等用設備 ---------- 2-139
Ｇ．案内表示 ---------- 2-143
Ｈ．視覚障害者誘導用設備 ---------- 2-153
Ｉ．情報伝達設備 ---------- 2-158
２．14　写真の出典 ---------- 2-163

第３章　設計事例集 ---------- 2-165
３．１　都道府県推薦優良事例一覧 ---------- 2-165
３．２　設計事例集 ---------- 2-180
（１）将来の地域開放や障害児の受け入れを考慮して設計された小学校 ---------- 2-180
（２）車いす使用者に配慮した幼稚園 ---------- 2-182
（３）多様な利用者が快適に利用できる音楽・スポーツ・展示会等の
多目的イベント施設 ---------- 2-184
（４）視覚障害者等の利用しやすさに配慮した眼科専門クリニック ---------- 2-186
（５）高齢者、障害者等が利用しやすい町営診療所 ---------- 2-188
（６）異なるバリエーションの多機能便所を設置した庁舎 ---------- 2-190
（７）視覚障害者等にも配慮した音楽ホール ---------- 2-192
（８）様々な配慮が随所に見られる百貨店 ---------- 2-194
（９）買い物のしやすさにも配慮したコンビニエンスストア ---------- 2-196
(10) 地域の障害者団体が店舗の計画に参加したスーパーマーケット ---------- 2-198
(11) 改修によって各階ごとに異なるバリエーションの便房を整備した百貨店 ---------- 2-200
(12) 敷地内・建物内に段差を設けない斎場 ---------- 2-202
(13) バリアフリー改修により､高齢者、障害者等も快適に宿泊できる
シティホテル ---------- 2-204
(14) 計画的にバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を目指すリゾートホテル ---------- 2-206
(15) 住棟アプローチを車いす使用者がアクセスしやすい傾斜路に改修した
分譲マンション ---------- 2-208
(16) モックアップによる検証を行った障害者交流センター ---------- 2-210
(17) あらゆる障壁（バリア）からの自由を理念とし､最先端の知と文化を
提供する公共施設 ---------- 2-212

(18) だれもが楽しめる温泉浴場 ---------- 2-214
(19) ユニバーサルデザイン化をめざす銀行 ---------- 2-216
(20) 車いす使用者が楽々利用できる美容院 ---------- 2-218
(21) 住民参加によってバリアフリー化を図った庁舎 ---------- 2-220
(22) 駅舎から連続的にバリアフリー整備されている公衆便所 ---------- 2-222
(23) ソフト・ハードの両面から配慮して整備された駐車場 ---------- 2-224
(24) 面的にバリアフリーが広がるまち ---------- 2-226
(25) バリアフリー化を点（建物）から面（地域）へ展開する ---------- 2-228
(26) 利用者への「温もり」「わかりやすさ」「使いやすさ」に配慮した学校 ---------- 2-230
(27) 車いす使用者、聴覚障害者の利用に配慮したホールをもつ複合施設 ---------- 2-232

第４章　基本寸法等 ---------- 2-235
４．１　バリアフリー対応を図るべき利用者について ---------- 2-235
４．２　主要寸法の基本的な考え方 ---------- 2-236
４．３　車いす使用者の寸法 ---------- 2-237
４．４　杖使用者の寸法 ---------- 2-240
４．５　視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について ---------- 2-241
４．６　公衆便所便房内操作部の器具配置の概要 ---------- 2-243
４．７　段差解消機関連告示 ---------- 2-244
４．８　案内用図記号 ---------- 2-246
４．９　国際シンボルマークの形状及び使用 ---------- 2-247
４．10　床の滑り ---------- 2-249

付　録
１　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示 ---------- 付-1
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ---------- 付-1
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄） ---------- 付-19
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄） ---------- 付-27
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令 ---------- 付-45
・高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 ---------- 付-46
・建築物に関する告示 ---------- 付-52
・移動等円滑化の促進に関する基本方針 ---------- 付-70
２　高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に係る検討委員会について ---------- 付-81

第２部　高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

第２章　単位空間等の設計

2．9　客室

◆設計の考え方◆

・高齢者、障害者等が、障害のない人と同様に外出･旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められている。
・宿泊機能を有する建築物においては、高齢者、障害者等が円滑に利用できる客室を設けることが必要である。
・様々な客室のバリエーションを備えることによって利用者を拡大できる。設計にあたっては、宿泊施設の運営やサービス等ソフト面での対応を考慮することが重要である。
・建物の整備を行ううえで、具体的なサービスや人的な対応と建物の両面を考慮しつつ設計にあたることが重要である。

◆基準◆

＜建築物移動等円滑化基準チェックリスト＞

施設等	チェック項目	
＜一般＞ ホテル又は旅館の客室 （第15条）	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所（同じ階に共用便所があれば免除）	―
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか　（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか　（当該便房を設ける便所も同様）	
	③浴室等（共用の浴室等があれば免除）	―
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

＜建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト＞

施設等	チェック項目	
＜一般＞ ホテル又は旅館の客室 （第10条）	①車いす使用者用客室を設けているか（原則2%以上）	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②便所（同じ階に共用便所があれば免除）	―
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか　（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか　（当該便房を設ける便所も同様）	
	③浴室等（共用の浴室等があれば免除）	―
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

２．９．１　客室の設計標準

◆設計のポイント◆

客室の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

①客室入口は高齢者、障害者等の利用を妨げないよう有効幅員の確保や戸の形式に配慮する。

②客室入口戸には、高齢者、障害者等が分かりやすいよう部屋番号、室名等を表示する。この場合、視覚障害者への対応として点字と浮き彫り文字による表示を併用する。

③客室内に和室を設ける場合は、車いすから和室へ容易に移乗できるよう高さ等に配慮する。

④段差を設けず、車いす使用者の回転が可能なスペース及び車いすで使用可能な便所・洗面所・浴室等を設ける。

⑤障害者に配慮した客室以外の客室においても、段差解消、車いす使用者の回転スペース、手すりの設置等に配慮することが望ましい。

⑥床の表面は滑りにくい材料・仕上げとする。

⑦高齢者、障害者等に配慮した設備・備品等を設置または貸し出す。特に、視覚障害者、聴覚障害者への情報発信、入手に係る設備が求められる。

（１）形状・配置等

・客室の出入口には段を設けないことが望ましい。

・出入口の戸については、２．８．１　利用居室の出入口の設計標準 を参照。

・客室内又は共用部に、車いす使用者が利用可能な便房と浴室を設置する。

> ***留意点：振動呼出器の設置又は貸出し***
>
> ・聴覚障害者は、ドアのノックやドアチャイムが聞こえないため、ノック、ドアチャイムの音に反応して光や振動等で知らせる機器を設けるか、あるいはフロントで貸し出せるようにすることが望ましい。

（２）設置数

・客室50室以上で、車いす使用者が円滑に使用できる客室(以下、車いす使用者用客室という。)を１以上設ける。

・全客室数の２％以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。

（３）寸　法

①　車いすが回転できるスペース

・客室内には、直径150cm以上のスペースを１以上設けることが望ましい。また、便所・洗面所・浴室内で回転可能とすることが、より望ましい。

②　出入口の有効幅員

・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。

・出入口前後に車いす使用者が直進でき、回転できる空間(直径150cm以上)を設けることが望ましい。

（４）設備・備品等

①　ベッド

・ヘッドボードについては、高さは、マットレス上面より30cm以内とし、ベッド上で寄り掛かりやすい形状とすることが望ましい。

> ***留意点：和室***
>
> ・客室が和室の場合、和室に車いす使用者が容易に移乗できる工夫をすることが望ましい。

・車いす使用者の利用に配慮して、高さはマットレス上面で、車いすの座面の高さ（40～45cm）程度とすることが望ましい。
・ベッドの下に車いすのフットレストが入るものとすることが望ましい。

② ベッドサイドキャビネット
・高さは、マットレス上面より10cm程度高くすることが望ましい。

③ 照明
・ベッド上で点灯・消灯できるものとすることが望ましい。

④ コンセント、スイッチ、収納棚
・車いすでの使用に適する高さ及び位置とすることが望ましい。
イ コンセント、スイッチ、ボタン等
高さ 40～110cm程度の範囲内
ロ 収納棚
下端 30cm程度
上端 150cm程度
奥行き 60cm程度（車いすのフットレストが入るもの）

⑤ 客室内の便所・浴室・洗面所
・便所・浴室・洗面所については以下の通りとする他、２．７ 便所・洗面所、及び２．１１．１ 浴室・シャワー室・更衣室の設計標準 も参考にすることが望ましい。

> ***留意点：右勝手、左勝手***
> ・浴室や便所では障害によって右勝手、左勝手等の選択ができるよう、バリエーションを準備しておくことが望ましい。

・出入口の有効幅員は80cm以上とする。
・便所は、車いす使用者用便房とする。
・戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。
・車いす使用者が円滑に使用できる浴室、又はシャワー室を設ける。
・浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ40～45cm程度とすると使用しやすい。
・必要に応じ手すりを取り付ける。
・緊急通報ボタンあるいは非常用を兼ねた浴室内電話機を設置することが望ましい。
・水栓金具、シャワー等の設備は、高齢者、障害者等が使いやすいものとする。
・床や浴槽は、滑りにくく、体を傷つけない材料・仕上げとすることが望ましい。
・車いす使用者が、便所・浴室・洗面所に入ることができ、方向を転回でき、各設備を使用できるものとする。（下部において車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていればその部分も有効幅員と考えて良い）
・浴槽の脇に、車いすから移乗しやすい高さ40～45cm程度の移乗台を設けることが望ましい。

⑥ 電話機
・聴覚障害者用点滅灯付音量増幅装置や上肢の巧緻障害者用電話機を設置又は貸出しすることが望ましい。
・聴覚障害者用にファクシミリを設置又は貸出すことが望ましい。

> ***留意点：ファクシミリ***
> ・ファクシミリには、届いた時に、フラッシュライトやバイブレーター等聴覚障害者が分かる方法で知らせる機能がついているとよい。

⑦　非常警報装置

・聴覚障害者のために、フラッシュライト及びバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置を設置又は貸出しすることが望ましい。

> ***留意点：その他の設備・備品***
>
> ・聴覚障害者に配慮し文字放送を受信できるテレビ（非常時の文字表示もできるとよい）や、振動で時間を伝える目覚まし時計を設置又は貸出しすることが望ましい。
>
> ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。

⑧　客室の鍵

・客室の鍵は視覚障害者に配慮し、分かりやすく操作しやすいものとすることが望ましい。

> ***留意点：カードキー***
>
> ・視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため開錠・施錠が音等でわかるなど工夫することが望ましい。

⑨　その他

・その他の備品についても、高齢者、障害者等に配慮したものを設置、又は貸出すことが望ましい。

・具体的な対応例について以下に示す。

・補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）用備品（犬用セット、リードつなぎ、水とえさ用ボウル等）を貸出すことが望ましい。

・屋外に補助犬用の排泄場所の確保が必要である。

・補助犬用の貸し出し備品例：犬用マット、リードつなぎ用ロープ、水とえさ用ボウル、新聞紙とタオル

・室内信号装置は、ドアノック、電話やファクシミリのコール、ドアベルやインターホン、目覚まし時計、乳児の泣き声、火災報知器の警報音を感知して、スタンドや照明を点滅させたり、携帯型バイブレーターを振動させて、音声情報を視覚情報や体感情報に変えて伝える機器である。必要に応じてこれらのものを貸出すことが望ましい。

・筆談ボード等を受付に常備し、来客の求めに応じて貸出す等の対応も望まれる。

・ファクシミリ他様々なセンサー類

・入力した文章を音声で出力できる音訳の装置

・筆談ボード：書いて消せる白板

（5）仕　上

①　床の材料

・滑りにくい材料・仕上げとするとともに、車いすの操作が困難になるような毛足の長い絨毯を全面に使用することは避けることが望ましい。

②　段

・障害者に配慮した客室においては、段を設けない。それ以外の客室においても、段の解消を行うことが望ましい。

2．9．2　ソフト面の工夫

・宿泊機能を持つ施設では、設備に加え、高齢者、障害者等に配慮し、従業員による人的な対応を行っている。

・右に（社）日本観光協会の「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」の一部を例として示す。

留意点：フロントにおけるソフト面での対応例

対応策・整備項目	利用対象者			
	高齢者	車いす使用者	視覚障害者	聴覚障害者
◎予約の際に申し出のあった場合には、利用者の障害の種類・程度、年齢等を確認するとともに要望を伺い、設備状況等をふまえて対応可能範囲を的確に判断して伝える	○	○	○	○
◎障害の種類や程度によっては一般客室の中で適した部屋を手配する等、臨機応変な対応を心掛ける	○	○	○	○
◎予約受付後、利用者の障害の種類・程度等とともに、必要になると思われる誘導・案内・介助等について、各セクションに申し送りを行う	○	○	○	○
◎盲導犬の宿泊に際しては、関係箇所に的確な申し送りをしておく			○	
◎従業員は常に館内の様子に気を配り、要望に応じて速やかな対応をとる	○	○	○	○
◎通常のハイカウンターの場合、金銭やキーの受け渡しの際等には、適宜カウンターを出て、目線の高さに合わせた対応をとる	○	○		
●車いす使用者の利用に適したタクシー等の手配ができるようにしておくことが望ましい	○	○		
○車いすの貸し出しを行なう	○	○		
●老眼鏡の貸し出しを行なう	○			
○コンシェルジュ等によって、手話等を交えたきめ細かい案内を行う	○	○	○	○
○館内施設の位置や利用時間、レストランのメニュー、売店の商品、非常口等について、パンフレットや点字ガイド、手話等を用いて説明する	○	○	○	○
○通常のパンフレットや客室内のインフォメーションを拡大コピーして渡す	○		○	
○視覚障害者に対しては、チェックインの際に館内の各施設やエレベーター操作盤のボタン位置や使用方法、また非常口、客室内の設備について実際に案内・説明する			○	

◎基本事項：宿泊施設においてクリアすることが望まれる、高齢者や障害を持つ人の受け入れに際して必要とされる基本的な事項。
○重点事項：高齢者や障害をもつ人に対する快適な受け入れ体制を策定していくに際して重点的な整備・取り組みが期待される事項。
●補完事項：高齢者や障害をもつ人の受け入れ体制づくりに際して、上記の基本事項や重点事項を補完するもの。ごく当然とされるものから、きめ細かな対応策等まで幅広い事項を含む。

車いす使用者等に対しては、フロントに低いカウンターを用意しておくことが望ましい。

ローカウンターの代わりに、ロビーのテーブル等にて対応することも良い。

（社）日本観光協会「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」より抜粋

２．９．３　改善・改修のポイント

２．９．１ 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に留意する。

（１）出入口

・車いすで通過できるように80cm以上確保することが望ましい。
・開閉操作がしやすい構造が望ましい。

（２）客室のスペース

・車いすで移乗・転回・回転できるスペースを確保することが望ましい。

（３）客室内の便所･洗面所･浴室等

・車いす使用者が利用可能なスペースを確保することが望ましい。
・出入口には､段を設けないことが望ましい。段が残る場合には、傾斜路やすりつけで、段を解消することが望ましい。

客室１

●客室の設計標準

○ツインルームの例

○障害者に配慮した客室ドアの例（外観）

○シングルルームの例１

○シングルルームの例２

○ベッドの高さ

○コンセント、スイッチの高さの例

客室２

○バリアフリー客室の例

・共同浴場においてバリアフリー対応を行い、客室内では、障害者対応の便房のみを設置した例

○補助犬スペースを設けた和室の例

・共同浴場においてバリアフリー対応を行い、客室内では、障害者対応の便房のみを設置した例

○左右両勝手タイプの客室を設けた例

２．９．４　設計例

・床に段がなく、車いす使用者が回転できるスペースを確保した客室

・出入口、床の段をなくし、引き戸とした客室内の便所（改修事例）

２．１１　浴室・シャワー室・更衣室

◆設計の考え方◆

・客室の総数が５０以上のホテル、旅館等では、車いす使用者が円滑に利用できる客室を１以上設けるものとされているが、浴室・シャワー室等も、車いす使用者が円滑に利用することができるものとする。
・公衆浴場、スポーツ施設を有する施設等における共用の浴室は少なくとも1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）について、高齢者、障害者等の利用に配慮した設計とする。
・建築物の用途、利用者の障害の種類･程度、介助者の有無等の状況に応じて対応できることが重要である。
・浴室は、高齢者、障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、安全性を重視した形状や規模とする。

◆基準◆

＜建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト＞

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 浴室等 （第13条）	①車いす使用者用浴室等を設けているか（1以上）	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

２．１１．１　浴室・シャワー室・更衣室の設計標準

◆設計のポイント◆

文中に使用する記号は以下の通りである。

㊞：浴室、シャワー室、更衣室共通　㊚：浴室　㊛：シャワー室　㊝：更衣室

また、浴室については、特に断りがない場合、個室用の浴室及び共同浴室について、共通の標準である。

浴室・シャワー室・更衣室の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

①㊞　更衣室から洗い場及び浴槽、また、更衣室からシャワー室への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。
②㊞　浴室・シャワー室・更衣室まで支障なくアプローチできるよう段を設けない。手すり等による誘導も考慮する。
③㊞　出入口の有効幅員を十分に確保する。また、出入口に段差を設けないようにする。
④㊚　浴室は、高齢者、障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、脱衣室から洗い場までの動線、手すりの設置、床仕上げ等に十分考慮して計画する。
⑤㊚　車いす使用者用浴室は、原則として車いす使用のままで浴槽に接近できるものとする。
⑥㊞　浴室室内で車いす使用者が転回できるスペース（径150cm以上）を確保する。
⑦㊛　体育館やスポーツ施設等でシャワー室を設ける場合には車いす使用者に配慮した大きさのブースを１以上設置し、併せてシャワー用車いすを用意する。
⑧㊞　扉等のガラスは、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスを用いる。

（1）寸　法

① ㊐　出入口

・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
・出入口前後に車いす使用者が直進でき、方向を転回できる空間(140cm角)を設けることが望ましい。

② ㊀　浴　槽

・浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ40cm程度とすることが望ましい。

③ ㊀　洗い場

・洗い場に車いすのまま利用できるスペースを確保するか、又は車いすから容易に移乗できる高さ40～45cm程度の洗い場台を設置することが望ましい。

> ***留意点：洗い場と浴槽***
> ・車いすの座面と同じ高さの洗い場とした場合、洗い場から浴槽に排水が流れ込まないように、浴槽の縁、縁からの水勾配、排水溝の工夫等配慮する。

・下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを確保することが望ましい。
・洗い場から浴槽への出入りについても考慮することが望ましい。

（2）設備・備品等

① 手すり

・㊀　洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付け、必要に応じ連続させることが望ましい。

> ***留意点：手すり***
> ・必要に応じて浴槽内にも手すりを設置する場合がある。

・㊐　手すりは水平及び垂直に取り付けることが望ましい。
・その他　２．１３Ａ．１　手すり（７）を参照。

② 水　栓

・㊀㊅　水栓金具はレバー式等操作のし易いものとすることが望ましい。
・㊀㊅　浴室用水栓においては湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット（自動温度調節器）の付いたワンハンド・レバー式が望ましい。
・サーモスタット（自動温度調節器）の付いた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつけることが望ましい。

> ***留意点：水栓***
> ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用する等の工夫が望まれる。
> ・浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するために、水栓は定量止水機能のついたものとすることが望ましい。
> ・洗い場での動作や、とっさの時に、水栓金具で怪我をしないような取付方法、取付位置、水栓金具の形状に配慮する。

・㊀　個室用の浴室の場合、取り付け高さは、洗い場から手が届きかつ浴槽に座ったまま操作可能な高さとすることが望ましい。

③ シャワー

・㊀㊅　原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドは、垂直に取付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下２箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとすることが望ましい。

④　緊急通報ボタン

・㊁㊂　緊急通報ボタンを設置することが望ましい。浴室の場合、洗い場及び浴槽から手の届く位置にループやひもをつけて設けることが望ましい。

> ***留意点：設置位置***
> ・緊急通報ボタンは、浴室内で倒れたとき等に使うので、低い位置にも設けることが望ましい。

⑤　移乗台及び介助スペース

・㊁　浴槽のまわりには、２方向以上から介助できるスペースを設けることが望ましい。

・㊁　車いす使用者の利用に配慮して、個室用の浴室には、浴槽の縁の１箇所に車いすから移乗できる移乗台を設けることが望ましい。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とすることが望ましい。

⑥　収納棚

・㊁　車いすでの使用に適する高さ及び位置とすることが望ましい。

イ　下端　　30cm程度
ロ　上端　　150cm程度
ハ　奥行き　　60cm程度

また、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保することが望ましい。

⑦　脱衣・洗面所の設備

・㊁　着替えの際には、ベンチ等の上に横になる必要のある場合もあるため、大型の脱衣ベンチを設置するようにすることが望ましい。

イ　寸　法
　高さ　　40～45cm程度
　幅　　180cm程度以上
　奥行き　　60cm程度以上
ロ　上体の寄り掛かるヘッドボードをつける。
ハ　表面仕上げはクッション材付きとする。
ニ　必要に応じ、上部にぶら下がり用の吊り輪又は壁面に縦手すりを設ける。

・洗面設備を設ける場合は、２．７．４　その他の一般便所・洗面所の設計標準　を参照。

> ***留意点：設備・備品等のわかりやすさ***
> ・洗面器や浴槽、水栓金具、脱衣ベンチ等の設備・備品等は、認知しやすいように周囲の壁等と識別しやすい色とし、形状もわかりやすいものとすることが望ましい。
> ・更衣室の下足入れや収納棚は、視覚障害者が認知をしやすいように、点字表示等をすることが望ましい。

（３）仕　上

①　床の仕上げ

・㊀　滑りにくく、かつ転倒時や床をいざって移動する場合を考慮し、体を傷つけない材料・仕上げとすることが望ましい。床マットも装備することも望ましい。

②　浴槽の床の仕上げ

・㊁　滑りにくく、体を傷つけない材料・仕上げとすることが望ましい。

２．１１．２　改善・改修のポイント

２．１１．１ 浴室・シャワー室・更衣室の設計標準 に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に留意すべき点は、以下の通りである。

（１）出入口

・出入口の段を解消することが望ましい。その方法として、床のかさ上げを行うか、傾斜路を設ける。次善の策として傾斜板等で段を解消することが望ましい。
・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。

（２）経路

・増改築等によって高齢者、障害者等が利用可能な浴室等を設置する場合は、浴室等から利用居室までの経路についても高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう経路を整備する。

（３）スペース

・各室とも車いす使用者が円滑に利用できるスペースを確保することが望ましい。また、必要に応じて介助スペースを確保することが望ましい。

（４）床の段

・出入口、洗面・脱衣所、浴室等の一連の動作スペースでは段を解消する。

（５）手すり

・浴槽まわり、洗い場には、安全確保（転倒防止）、立上り補助（身体支持）、移動補助に配慮した手すりを適切に設けることが望ましい。

（６）水栓金具

・水栓金具は、浴室内での動作の障害にならない位置、寸法のものとし、使いやすい操作のものを採用することが望ましい。

２．１１．３　施設による配慮の工夫

・専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設では、入所者の入浴動作等の特性及び介助入浴の方法に応じた設計をすることが望ましい。
・これらは、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合った設計を行なうことが望ましい。

浴室・シャワー室・更衣室１

●浴室・シャワー室・更衣室の設計標準

○シャワー室・更衣室の例

○車いす使用者が利用できる浴室の例

○家族浴室の例

浴室・シャワー室・更衣室２

○バリアフリー浴室の例　（バリアフリータイプの浴室、介助入浴用の家族浴室を別に設けた例）

●改善例（浴室）

２．１１．４　設計例

・車いすでアクセス可能な露天風呂（手すり、階段を整備。入浴は歩行による。）

・浴槽まで車いすでアクセス可能な大浴場（手すりを整備。入浴は歩行による。）

参考文献

・国土交通省「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集」（http://www.mlit.go.jp/common/000045596.pdf）
・神奈川県「カラーバリアフリー　サインマニュアル（平成21年3月）」
・日本建築学会「ハンディキャップ者配慮の設計手引き／日本建築学会設計計画パンフレット26（昭和59年）」（発行：彰国社）
・「床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）（2008年6月）」（（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会　床工事WG）
・JIS T 9201:2006「手動車いす」
・JIS T 9251:2001「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」
・JIS S 0026:2007「公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」
・JIS Z 8210:2002「案内用図記号」
・JIS A 1454:2010「高分子系張り床材試験方法」
・国土交通省総合政策局「障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究（平成 22 年度）」（http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000030.html）
・国土交通省総合政策局「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））（平成 19 年度）」（http://www.mlit.go.jp/barrierfree/public-transport-bf/public-transport-bf.html）
・国土交通省総合政策局「安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究（平成 21 年度）」（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_000006.html）
・

メーカー等

・ TOTO 株式会社「バリアフリーブック（パブリックトイレ編）」
・ 株式会社 LIXIL「住宅設備機器総合カタログ」
・ 三菱電気株式会社のエレベーターカタログ
・ 東芝エレベータ株式会社のエスカレーターカタログ
・ 社団法人日本オストミー協会資料
・ 社団法人日本エレベーター協会資料